

《報告第36号関連 新『近江八幡市』組織機構図》（ ）内は関係施設等

🔍 本庁等

総合政策部	政策推進課 (土地開発公社)
	秘書広報課
	まちづくり支援課 (コミュニティセンター)
	情報政策課 (マルチメディアセンター)
	地域文化課 (文化会館・資料館ほか)
	篠原駅・周辺整備推進室
	安土駅・周辺整備推進室
総務部	総務課 (看護専門学校)
	財政課
	管財契約課
	税務課
	収納課
市民部	市民課
	生活安全課 (安土コミュニティ防災センターほか)
	男女共同参画・人権施策課 (いきいきふれあいセンター)
	環境課 (第2クリーンセンター、最終処分場ほか)
	新施設整備推進室
福祉部	福祉総合相談課 (地域包括支援センター)
	地域福祉課 (総合福祉センター)
	高齢・障がい福祉課 (市民共生センターほか)
	介護保険課
	保険年金課
子ども未来部	子ども支援課 (子どもセンター)
	幼児課 (保育所、幼稚園、子ども療育センター)
	健康推進課 (市民保健センターほか)
	生涯スポーツ課 (運動公園、安土B&G海洋センターほか)
都市整備部	土木管理課 (都市公園)
	国・県事業推進室
	都市計画課
	建築課
	住宅課 (市営住宅)
産業経済部	農政課 (沖島漁港ほか)
	農村振興課
	商工観光労政課 (勤労者福祉センター、安土城郭資料館ほか)
水道部 (水道事業所)	上水道課
	下水道課

🔍 地域自治区事務所、総合支所

安土町地域自治区事務所

安土町総合支所

地域振興課

住民課

(墓地公園)

健康福祉課

(安土保健センター、安土健康づくりセンターほか)

産業建設課

(安土やすらぎホール)

文化体育振興課

(安土文芸の郷)

🔍 各行政委員会等

会計管理者

会計課

議会

議会事務局

監査委員

監査委員事務局

選挙管理委員会

選挙管理委員会事務局

農業委員会

農業委員会事務局

公平委員会

公平委員会事務局

固定資産評価審査委員会

固定資産評価審査委員会事務局

🔍 教育委員会

教育委員会事務局

教育部

教育総務課

学校教育課

(小学校、中学校、安土学校給食センターほか)

生涯学習課

(中央公民館、安土町公民館、図書館)

🔍 病院事業

事務部

総務課

医事課

診療部

医療技術部

薬剤部

看護部

医療安全管理室

情報管理課

地域医療課

市町合併による住所表示の変更に伴う手続きについて

安土町区域にお住まいの方や法人等については、住所表示が変わることで住所表示などの手続きが必要なものがあります。前回の協議会日よりでは国関係の各手続きについて掲載しましたが、今回は県関係やその他のものについて掲載します。

《新しい住所表示に伴う変更手続きのご案内 ～県関係～》

【お問い合わせ先】滋賀県庁総合案内 (077)528-3993

項目	手続き方法・取り扱いなど	お問い合わせ
公益法人の定款	合併後すみやかに定款の変更とその届出の手続きを行ってください。（許可の手続は不要です。）	
公益法人の登記	事務所の所在地、理事の住所の変更手続きは不要です。ただし、登記簿の記載を変更するために変更登記を行ったときは、登記に関する届出が必要です。	各所管課
県有財産の借受（連帯保証人を含む）・使用許可	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。所定の住所変更届（正副2通）に変更内容を記入し、新市で発行される住所変更の証明書を添付して各県有財産所管課に提出してください。	各県有財産所管課
学校法人寄附行為変更認可申請書	所定の学校法人寄附行為変更届を提出してください。	総務課 (077) 528-3111
位置（地番）変更届 学（園）則変更届	所定の位置変更届を提出してください。	
不動産鑑定士（補）の登録（変更） 不動産鑑定業者の登録（変更）	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。所定の住所変更届（正副2通）に変更内容を記入し、新市で発行される住所変更の証明書を添付して県庁県民生活課に提出してください。（手数料不要）	県民生活課 (077) 528-3411
水道業者の許可・確認申請 ・申請者の住所および氏名 ・水道事務所の所在地 ・給水区域 ・取水地点	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。記載事項変更届に必要な事項を記入し、上水道・簡易水道は所轄保健所、専用水道は所在する市へ提出してください。	生活衛生課 (077) 528-3641
登録電気工事業者の登録	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。	防災危機管理局 (077) 528-3432
貸金業登録	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。営業所所在地の変更手続きが必要ですので、変更届出書を提出してください。	商工政策課 (077) 528-3711
大規模小売店舗立地法変更届出	大規模小売店舗の名称・所在地、設置者・小売業者の名称・住所、法人の代表者を変更する場合は、変更の届出を提出してください。	商業振興課 (077) 528-3731
認定職業訓練を行うものの事業所又は主たる事務所の所在地	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。所定の住所変更届（正副2通）に変更内容を記入し、県庁労政能力開発課に提出してください。（手数料不要）	労政能力開発課 (077) 528-3751
計量証明事業登録 特定計量器製造 （修理・販売）事業届 適正計量管理事業所の指定	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。所定の住所変更届に変更内容を記入し、新市で発行される住所変更の証明書を添付して県計量検定所に提出してください。（手数料不要）	計量検定所 (077) 563-3145

《新しい住所表示に伴う変更手続きのご案内 ～県関係～》

【お問い合わせ先】滋賀県庁総合案内 (077)528-3993

項目	手続方法・取り扱いなど	お問い合わせ
肥料販売業務の届出 特殊肥料生産業者の届出 普通肥料登録の申請	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。 変更の届出を提出してください。(手数料不要)	農業経営課 (077) 528-3831
地方卸売市場の開設許可 卸売業務の許可	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。 名称変更等の届出を提出してください。	528-3831
家畜商免許証 家畜市場登録 種畜証明書	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。(手 数料が必要です。)	畜産課 (077) 528-3851
飼料製造業者等の届出	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。 所定の変更届を提出してください。	528-3851
水産業協同組合の定款	合併後すみやかに組合の地区の定款変更にかかる総会の議決 と、行政庁への変更許可申請が必要です。	水産課 (077) 528-3871
遊漁船業の登録	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。	528-3871
建設業の許可申請 解体工事業の登録 浄化槽工事業の登録 特例浄化槽工事業者の届出	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。 所定の住所変更届に変更内容を記入し、新市で発行される住 所変更の証明書を添付して県庁土木交通部監理課に提出して ください。ただし、通知書等の再発行は行いません。	監理課 (077) 528-4111
土地区画整理組合の定款 (住所)の変更許可	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。 定款の変更を県庁都市計画課に提出してください。(手数料 不要)	
土地区画整理組合の理事の 住所届出	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。 住所変更届を新市で発行される住所変更の証明書を添付して、 県庁都市計画課に提出してください。(手数料不要)	都市計画課 (077) 528-4181
屋外広告業の届出	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。 屋外広告業変更届出書に変更内容を記入し、県庁都市計画課 に提出(1部)してください。	
議員共済給付金受給権者	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。 所定の異動届に変更内容を記入し議会事務局に提出してくだ さい。	議会事務局 (077) 528-4081
国または県指定有形文化財等 の所有者または管理責任者の 住所	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。 所定の住所変更届に変更内容を記入し、指定書または認定書 と共に、新市で発行される住所変更の証明書を添付して県庁 文化財保護課に提出してください。	
指定記念物の所有者 又は管理責任者の住所	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。 所定の住所変更届に変更内容を記入し、新市で発行される住 所変更の証明書を添付して県庁文化財保護課に提出してくだ さい。	教育委員会事務局 文化財保護課 (077) 528-4671
博物館法、博物館の登録に 関する規則に基づく設置者の 住所変更	合併後10日以内に住所変更の手続きを行ってください。 所定の住所変更届に変更内容を記入し、関係書類を添付して 県庁文化財保護課へ提出してください。	
県立大学生	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。	県立大学 (0749) 28-8218

《手続きが不要なもの》

項目	内容
生活・衛生関係	食品衛生法に基づく営業許可、公衆浴場の営業許可、旅館業の営業許可、興行場の営業許可、理容所・美容所・クリーニング所の検査確認、動物取扱業の届出、食品衛生管理者設置届、食品衛生責任者設置届 等
工業・廃棄物関係	電気工事士免状（第一種、第二種）、危険物取扱者免状、消防設備士免状、一般廃棄物処理施設設置許可、産業廃棄物処理業許可、産業廃棄物処理施設設置許可、廃棄物再生事業者登録、浄化槽保守点検業者登録 等
農林業関係	農地法の許可、環境こだわり農業実施協定、環境こだわり農産物認証、動物診療施設の開設変更届、木材業者登録、製材業者登録、狩猟免許、狩猟者登録、鳥獣保護員身分証明書 等
福祉・保健関係	養育医療券、育成医療券、小児慢性特定疾患医療受診券、特定疾患医療受給者証、肝炎インターフェロン治療受給者証、結核患者票、感染症患者票、被爆者健康手帳、栄養士免許、管理栄養士免許、調理師免許、社会福祉法人の許可、特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム認可事項変更届、介護老人保健施設開設許可、有料老人ホーム設置届、介護支援専門員証、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業所の指定、身体障害者手帳、療育手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 等
医療関係	病院・診療所・助産所の許認可・届出、医師・看護師等免許証（国免許）、準看護師等免許証（県免許）、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所にかかる届出、医療用具販売業届出、薬局開設許可、薬局・医薬品販売業の許可、毒物劇物販売業等登録 等
産業関係	通訳案内業免許、旅行業および旅行代理業、砂利採取業者・採石業者の登録、工場立地法の届出、集積活性化法特定基盤技術の計画承認、レンタルラボ行政財産使用許可、職業訓練指導員免許 等
土木・建築関係	道路・河川占用許可、普通河川占用許可、砂利採取計画の許可、岩石採取計画の許可、都市公園内行為許可、宅地建物取引業免許、宅地建物取引主任者登録、宅地建物取引主任者証、建築確認・建築許可・報告、浄化槽法による届出、租税特別措置法に基づく優良住宅認定、建築士事務所登録 等
教育・文化関係	教育職員免許状、恩給受給者住所、図書等自動販売機設置届出、教育財産使用許可、県立高校生 等
教育・文化関係	特定非営利活動法人の認証、旅券（パスポート） 等

《新しい住所表示に伴う変更手続きのご案内 ～金融・保険・証券など～》

項目	手続方法・取り扱いなど	問い合わせ
《金融機関》 預金通帳 定期預金証書 キャッシュカード ローン 等	住所表示変更の手続きは、必要ありません。 ただし、当座預金やローン、融資取引のある方については手続きが必要になる場合があります。詳しくは各金融機関の窓口にお問い合わせください。 (滋賀銀行、関西アーバン銀行（びわこ銀行）、京都銀行、滋賀中央信用金庫、湖東信用金庫、近畿労働金庫は上記のとおり。他の金融機関についてはお問い合わせください。)	各金融機関窓口
《農協》 JA貯金、ローン、 JA共済、出資証券	住所変更の手続きは、必要ありません。	グリーン近江農業 協同組合
《クレジットカード》 クレジットカード	各社で取扱いが異なります。 詳しくは各クレジットカード会社の窓口にお問い合わせください。	各クレジットカード 会社窓口

《新しい住所表示に伴う変更手続きのご案内 ～金融・保険・証券など～》

項目	手続方法・取り扱いなど	問い合わせ
《保険》 生命保険・損害保険	各社で取扱いが異なります。 詳しくは各保険会社の窓口にお問い合わせください。	各保険会社窓口
《証券》 株券等有価証券	一般的に住所変更の手続きが必要になります。 詳しくは各証券会社の窓口にお問い合わせください。	各証券会社窓口
《農業共済》 農業共済	住所変更の手続きは必要ありません。	東近江農業共済組合 電話（0748） 20-5225

《新しい住所表示に伴う変更手続きのご案内 ～電気・電話など～》

項目	手続方法・取り扱いなど	問い合わせ
《電気》 電気使用申込者	住所変更の手続きは、必要ありません。 なお、請求書は、合併後しばらくは旧住所で送付されますが、順次新住所に変更されます。	関西電力(株)八日市営業所 電話（0748） 22-2111
《電話》 電話番号	電話番号の変更はありません。	
固定電話等に関する 契約	NTT西日本への住所変更の手続きは必要ありませんが、マイライン等で各社と契約されている方は、住所変更の手続きが必要となる場合がありますので、各契約電話会社にお問い合わせください。 また、NTT西日本発行の電話帳の住所については、次回発行時に住所の更新がされます。	NTT西日本滋賀支店局 番なしの116 ※NTT以外の電話については、契約電話会社にお問い合わせください。
《郵便局関係》 郵便	郵便番号の変更はありません。	
貯金	住所変更の手続きは、必要ありません。 ただし、非課税郵便貯金をご利用の方は、お近くの郵便局へお問い合わせください。	各郵便局窓口
簡易保険 及びかんぽ生命	住所変更の手続きは、必要ありません。	
《NHK》 NHK受信契約	住所変更の手続きは、必要ありません。 なお、NHKからの郵送類は、合併後しばらくは旧住所で送付されますが、順次新住所に変更されます。	NHK大津放送局 電話（077） 522-5101

合併協議会の情報はこちらからどうぞ

合併協議会の「会議録」と「会議資料」は、どなたでも閲覧することができます。閲覧を希望される方は下記の場所またはホームページをご覧ください。

- 近江八幡市役所 1階
情報公開コーナー
- 安土町役場 総務課
- 合併協議会事務局 近江八幡市役所
西別館 2階
- ホームページ
近江八幡市ホームページより
ご覧いただけます。

新「近江八幡市」開庁式及び

安土町地域自治区事務所開所式について

1. 期 日 3月21日（日）
2. 時間及び場所

（本庁）	（総合支所）
近江八幡市役所正面玄関前 9:30～9:45	安土町地域自治区事務所 （現安土町役場）正面玄関前 10:45～11:00

※なお、3月19日には各市町の開庁式も予定しています。